

豊橋市民病院で発生した医療事故について

「出産した際に、新生児が重症仮死の状態となった事例」

1 事故の概況

平成20年5月、陣痛のため当院に入院した患者様が出産した際、新生児が重症仮死の状態となり、低酸素性虚血性脳症(注1)による重度の後遺障害が残存しました。

これに対し、児及び父母は、医師らが分娩監視装置の波形の情報を踏まえて早期に急速遂娩(注2)の対応を検討すべきところ、その検討が遅れた結果が当該後遺障害の原因であるとして、平成23年12月、本市を相手に損害賠償を求め、名古屋地方裁判所へ提訴しました。

平成25年5月、同裁判所より和解勧告(損害賠償額150,000,000円)がなされ、これを基に協議した結果、同年9月に双方ともこれを受け入れることで合意し、同年12月和解契約書を結びました。

(注1) 低酸素性虚血性脳症

新生児仮死における合併症であり、新生児仮死に陥った結果、低酸素と虚血に基づく脳細胞の障害が起こった状態のことをいう。

(注2) 急速遂娩

分娩経過中に母体又は胎児の状態が悪化した際、分娩経過を短縮させて速やかに児を娩出させることをいう。手段は、吸引分娩、鉗子分娩、緊急帝王切開がある。

2 改善策

- (1)産婦人科医師や助産師への教育を充実するとともに、産婦人科医師や助産師を増員する努力をする。
- (2)上級産婦人科医師が産婦人科スタッフ全員に対して、分娩監視装置モニターの

適切な読み方と対応を再教育する。

(3)産婦人科医師の症例検討会の中で、臨床経過を詳細に検証し、実践的な視点から検討し勉強する。

(4)助産師が中心となり、胎児心拍モニタリング症例検討を行う。(週1回)

(5)平成26年4月より医師、助産師の読影漏れを防ぐため、胎児心拍モニタリングをコンピュータで解析し、レベル分類を自動表示するソフトを導入する。